

【工事】【業務】変更・削除申請手続の方法

令和2年3月19日一部改訂

変更内容	システムによる変更	添付書類の送付(※申請完了時に出力「表示・印刷」される書類送付票は提出不要)												
		全認定団体に送付				共通審査団体のみに送付								
		変更申請チェック表	委任状	※営業所一覧表(紙提出不可)	業態調書	システムの入力内容確認画面を印刷したもの	※役員等名簿(紙提出不可)	届出書(該当ページの「工事」建設業許可変更)	登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	【工事】建設業許可証	知【業務】登録に関する通	届又は取消通知書	【工事】建設業許可廃業	代表者職氏名と代表者印を押した理由書
1. 本社の変更														
(1) 商号又は名称	☆	○	▼	○	-	○	-	工○	○	-	-	-	-	○
(2) 代表者	☆	○	▼	-	-	○	▲	工○	○	-	-	-	-	○
(3) 所在地、郵便番号	☆	○	▼	○	-	○	-	工○	○	-	-	-	-	○
(4) 電話番号、FAX番号	☆	○	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-
2. 委任する営業所の新設、廃止	☆	○	▼	○	-	○	-	工○	-	-	-	-	-	-
3. 委任する営業所の変更														
(1) 名称	☆	○	▼	○	-	○	-	工○	-	-	-	-	-	○
(2) 代表者	☆	○	▼	-	-	○	▲	工○	-	-	-	-	-	○
(3) 所在地、郵便番号	☆	○	▼	○	-	○	-	工○	-	-	-	-	-	○
(4) 電話番号、FAX番号	☆	○	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-
4. 島根県内営業所の追加、廃止	-	○	-	○	-	-	-	工○	-	-	-	-	-	-
5. 島根県内営業所の変更														
(1) 名称	-	○	-	○	-	-	-	工○	-	-	-	-	-	-
(2) 所在地、郵便番号	-	○	-	○	-	-	-	工○	-	-	-	-	-	-
(3) 電話番号、FAX番号	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6. 役員の新規就任	-	-	-	-	-	-	●	-	○	-	-	-	-	-
7. 【工事】建設業許可番号の変更	☆	○	-	-	-	○	-	-	-	工○	-	-	-	-
8. 【業務】営業に関し法律上必要とされる登録に関する内容の変更	☆	○	-	-	-	○	-	-	-	-	業○	-	-	-
9. 【工事】建設業許可の全部廃業又は一部廃業による取下げ	☆	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	工○	-	-
10. 自己都合による取下げ	☆	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●	-
11. 業態調書の内容の変更	-	○	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-
12. その他(上記以外)の変更	☆	○	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-

※システムで変更申請を行った場合、上記に該当する「添付書類」を必ず送付してください。(書類送付のない申請は審査を行いません。)

※添付書類の「システムの入力内容確認画面を印刷したもの」には、変更した箇所が分かるようにマーカー等で印を付けること。

【島根県へ申請した者のうち、土木一式、建築一式、とび・土工・コンクリート(法面処理)、舗装(アスファルト舗装)を申請した者のみ】(格付けに関する技術者の人数・資格の変更・追加・消去)	-		【島根県のみに送付】 変更申請チェック表(工事)及び技術者の資格証(写)、健康保険証(写)、雇用開始日(または雇用終了日)の確認できる資料
本社(本店)・支店等の変更に伴い、実印、使用印が変更される場合。(印鑑証明は不要)	-	【必要な団体のみに送付】 使用印鑑届	

☆ システムによる変更申請が必要

● 原本を提出

○ 写しを提出

工○ 工事の場合のみ写しを提出

業○ 業務の場合のみ写しを提出

▼ 委任する場合のみ原本を提出

▲ 役員(取締役、監査役等)が新規で登用(今まで他の役職で役員の者は除く)された場合(登記事項証明書が必要)

※建設業許可変更届の前に入札等があり至急手続きを要する場合、システム入力後必要となる書類。

次の場合は変更申請は必要ありません

1. 使用印鑑届については、各団体の様式による。
2. 島根県外の営業所(委任する営業所を除く)に変更があった。
3. 【工事】建設業許可を更新した。(ただし、許可番号が変更となった場合は変更申請が必要です)
4. 【工事】新しい経営事項審査の結果通知書が届いた。